官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

［その他告示］
○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第三条第四項の規定に基づき公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件（国家公安委）……一
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件（外務）……一

その他告示

○国家公安委員会告示第二十三号

次の公告国際テロリストについて、公告された事項に変更があったので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年六月二十三日　国家公安委員会委員長　坂井　学

1　名簿記載者公告番号Ｑ１―308（ABUBAKAR SWALLEH（original script：不明））

(1)　変更前

氏名　ABUBAKAR SWALLEH（original script：不明）

別名　(a)ABUBAKER SWALEH　(b)TOM KIYURIGE

(2)　変更後

氏名　アブバカ・スワレ（ABUBAKAR SWALLEH（original script：不明））

別名　(a)アブバカ・スワレ（ABUBAKER SWALEH）　(b)トム・キユリゲ（TOM KIYURIGE）

○外務省告示第二百三十四号

平成十三年外務省告示第三百三十二号及び令和七年外務省告示第二百二十一号を含む関連の告示に関し、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号、第千九百八十八号、第千九百八十九号及び第二千二百五十三号に基づき設立された各理事会委員会が令和七年六月十六日に行った決定等に基づき、同理事会決議第千二百六十七号４（b）、第千三百三十三号８（c）、第千三百九十号２（a）、第千九百八十八号１（a）、第千九百八十九号１（a）、第二千二百五十三号２（a）及び第二千二百五十五号１（a）に定められた措置の対象となる個人及び団体のうち、令和七年外務省告示第二百二十一号により加えられたものを次のように改正する。

令和七年六月二十三日　外務大臣　岩屋　毅

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（別表） 1．～797．［略］ 798．アブバカ・スワレ（別名：(a)アブバカ・スワレ　(b)トム・キユリゲ） ABUBAKAR SWALLEH (original script：不明) (a. k. a.：(a)ABUBAKER SWALEH　(b)TOM KIYURIGE) 称号：不明 役職：不明 生年月日：1992年１月13日 出生地：Mengo, Uganda 国籍：ウガンダ共和国 旅券番号：ウガンダ旅券　A00195974 ＩＤ番号：ウガンダＩＤ番号　CM92023109ONZA	（別表） 1．～797．［同左］ 798． ABUBAKAR SWALLEH (original script：不明) (a. k. a.：ABUBAKER SWALEH；TOM KIYURIGE) 称号：不明 役職：不明 生年月日：1992年１月13日 出生地：Mengo, Uganda 国籍：ウガンダ共和国 旅券番号：ウガンダ旅券　A00195974 ＩＤ番号：ウガンダＩＤ番号　CM92023109ONZA